第５　無窓階の取扱い

政令第１０条第１項第５号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

無窓階以外の階の判定は、省令第５条の５によるほか細部については、次により運用する。

１　床面積に対する開口部の割合

省令第５条の５第１項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

（１）１１階以上の階

直径５０㎝以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の１／３０を超える階であること。（第５－１図参照）

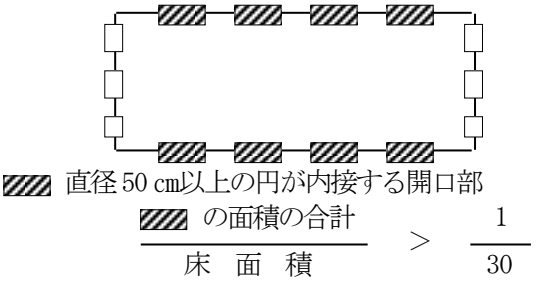

第５－１図

（２）１０階以下の階

前(１)の割合と同様であるが、前(１)の開口部に、直径１ｍ以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ７５㎝以上及び１．２ｍ以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が２以上含まれているものであること。（第５－２図参照）

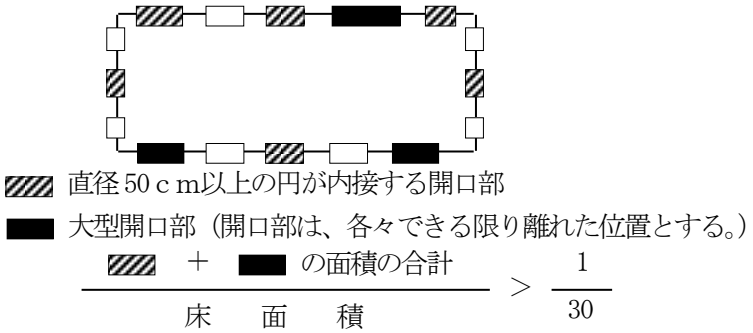

第５－２図

２　開口部の位置

（１）次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第５条の５第２項第１号の「床面から開口部の下端までの高さは１．２ｍ以内」のものとして取扱うことができる。

ア　不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ　開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ　高さは、おおむね３０㎝以内、奥行は３０㎝以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ　踏み台の上端から開口部の下端まで１．２ｍ以内であること。

オ　避難上支障のないように設けられていること。

（2）次に掲げる空地等は、省令第５条の５第２項第２号の「通路その他の空地」として取扱うことができる。

ア　国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ　道又は道に通じる幅員１m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの

ウ　１m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの

エ　傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの

オ　周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第５－３図参照）

（ア）中庭から道に通じる出入口の幅員は、１m以上であること。

（イ）中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

（ウ）中庭から道に通じる部分の歩行距離は、２０m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

（エ）道に面する外壁に２以上の大型開口部があること。

（オ）道に面する外壁の開口部で必要面積の１／２以上を確保できること。

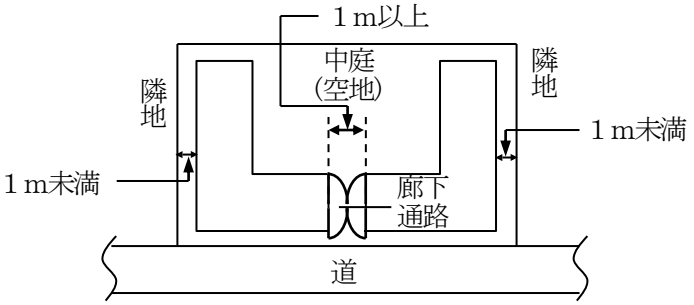

第５－３図

３　開口部の構造

（1）次に掲げる開口部は、省令第５条の５第２項第３号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。（第５－１表参照）

ア　はめ殺しの窓等

（ア）普通板ガラス（旧 JIS R 3201）、フロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）又は熱線反射ガラス（JIS R 3221）（ガラスの厚さが８mm以下のもの（厚さが６mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２m以下のものに限る。））

（イ）強化ガラス（JIS R 3206）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが５mm以下のもの）

（ウ）複層ガラス（JIS R 3209）で、その２枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前（ア）又は（イ）により構成されているもの

（エ）前（ア）、（イ）及び（ウ）以外であって、窓を容易に外すことができるもの

イ　屋内でロックされている窓

（ア）普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが８mm以下のもの（厚さが６mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２m以下のものに限る。））

（イ）網入板ガラス（JIS R 3204）又は線入板ガラス（JIS R 3204）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが６．８mm以下のもの）

（ウ）前（イ）以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが１０mm以下のもの）

（エ）強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが５mm以下のもの）

（オ）複層ガラス入り窓等で、その２枚以上の材料板ガラスがそれぞれ（ア）、（イ）又は（エ）に掲げるガラスにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

（カ）合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等で、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」（平成１９年３月２７日消防予第１１１号）第２、１により避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えないとされるもののうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される錠（クレセント錠又は補助錠をいう。）が２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス６．０mm以下＋ＰＶＢ３０mil 以下＋フロート板ガラス６．０mm以下、網入板ガラス６．８mm以下＋ＰＶＢ３０mil 以下＋フロート板ガラス５．０mm以下）

（キ）前（カ）以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス５．０mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋フロート板ガラス５．０mm以下、網入板ガラス６．８mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋フロート板ガラス６．０mm以下、フロート板ガラス３．０mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋型板ガラス４．０mm以下）

ウ　軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が１．０mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

（ア）煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

※　避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。

（ウ）共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部にバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

（エ）屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

エ　防火設備（シャッター）の開口部

（ア）防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（ウ）屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が１階にあるもの（「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和５２年１２月１９日消防予第２５１号）に適合するものに限る。）

オ　二重窓等

（ア）はめ殺しの窓で、ア（ア）又は（イ）に掲げるもの

（イ）屋内外から開放できるガラス入り窓等

（ウ）避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

カ　間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

キ　開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

（ア）通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

（イ）通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね１m以上、高さは１．８m以上として、下端は床面から１５cm以下であること。

（ウ）間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね１０m以下であること。

ク　開口部の周辺に広告物、看板、日除け又は雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

ケ　避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障ない場合に限る。）

（２）開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第５－２表により判断するものであること。

第５－１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類 ＼ 開口部の条件			無窓階判定（省令第５条の５） 足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ８mm以下 （厚さが６mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２m以下のものに限る。）	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	厚さ 10mm以下	引き違い	△	×
		ＦＩＸ	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ５mm以下	引き違い	○	○
		ＦＩＸ	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0㎜以下＋ＰＶＢ（ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ）30mil（膜厚 0.76㎜）以下＋フロート板ガラス 6.0㎜以下	引き違い	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下＋ＰＶＢ（ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ）30mil（膜厚 0.76㎜）以下＋フロート板ガラス 5.0㎜以下	引き違い	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	フロート板ガラス 5.0㎜以下＋ＰＶＢ（ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ）60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋フロート板ガラス 5.0㎜以下	引き違い	△	×
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下＋ＰＶＢ（ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ）60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋フロート板ガラス 6.0㎜以下	引き違い	△	×
		ＦＩＸ	×	×
	フロート板ガラス 3.0㎜以下＋ＰＶＢ（ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ）60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋型板ガラス 4.0㎜以下	引き違い	△	×
		ＦＩＸ	×	×
倍強度ガラス	――――――	引き違い	×	×
		ＦＩＸ	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

〔備考〕

１　「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの

２　「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

３　「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

４　合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS　R3205 及び JIS　R3222 に規定するもの

〔凡例〕

○：省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取扱うことができる。

△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね１／２の面積で算定する。）を省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取扱うことができる。

×：省令第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取扱うことはできない。

第５－２表　開口部の有効寸法の算定方法

	型　　式	判　　断
突出し窓	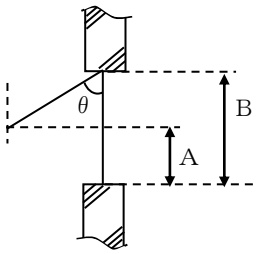 （注）　θは、最大開口角度 (0 度から 90 度)	Aの部分とする。 （注）　A＝B（1－cos θ）
回転窓	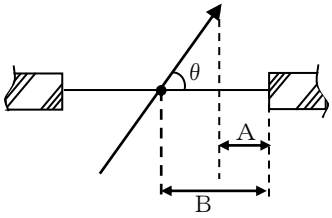 （注）　θは、最大開口角度 (0 度から 90 度)	Aの部分とする。 （注）　A＝B（1－cos θ）
引き違い窓 （上げ下げ窓を含む。）	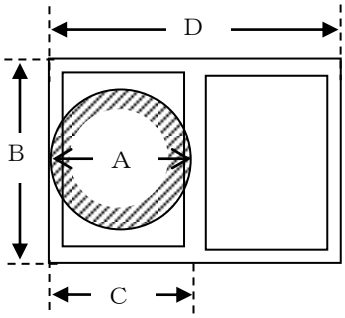 （注）　1　A及びC＝ $\frac{1}{2}$D 2　Aは、50 ㎝の円の内接又は１mの円の内接	A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50 ㎝以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 B＝1.0m（0.65m）以上 C＝0.45m（0.4m）以上 （注）（ ）内は、バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合	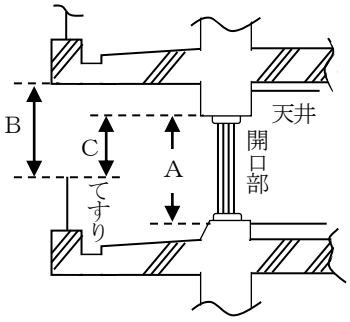	Aの部分とする。 なお、Bは１m以上でてすりの高さは、床面から 1.2m以下とする。 （注）バルコニーの幅員はおおむね 60 ㎝以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

４　窓ガラス用フィルムを貼付したガラス等に係る取扱いについて

次に掲げる窓ガラス用フィルム（ガラス飛散防止、視線制御等）を貼付する等の加工をした場合のガラスは、前３、（１）、ア及びイにより省令第５条の５第２項第３号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

（１）ポリエチレンテレフタート（ＰＥＴ）製窓ガラス用フィルム（JIS Ａ 5759 に規定するもの。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、基材の厚さが１００μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

（２）塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが４００μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

（３）金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Ｌｏｗ-Ｅ膜付きガラス）

５　その他

（１）営業中は、省令第５条の５で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。（倉庫を除く）

なお、この場合、自動火災報知設備の受信機から火災信号を中継し、警備保障会社が保有する「防災通報受信装置」に移報する等の措置を行い、無人となった場合でも火災を早期覚知できるようにすること。

（２）吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（第５－４図参照）

ア　床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ　開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

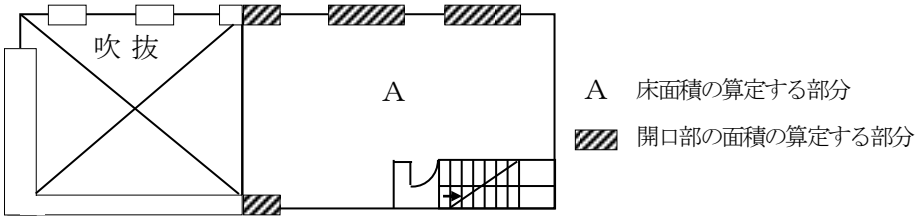

第５－４図

（３）精神病院等の階が無窓階になる場合は、昭和４９年法律第６４号の附則第４項により消防用設備等がそ及適用されるものに限り、病室以外の部分が省令第５条の５の規定により無窓とならない当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。